

「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續」及び  
「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準」の一部改正案についての  
意見・情報の募集について

令和7年4月16日  
農林水産省消費・安全局

この度、「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續」及び「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準」の一部改正案について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

- (1) 組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物（以下「GM飼料等」という。）については、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項の規定に基づき定められた飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「省令」という。）に基づき、その安全性について農林水産大臣の確認を受けたものでなければならないとされています。また、組換えDNA技術により得られた微生物（以下「GM微生物」という。）を利用して飼料又は飼料添加物を製造する場合は、同省令に基づき、農林水産大臣が定める基準に適合する旨の農林水産大臣の確認を得た方法で製造しなければならないとされています。
- (2) GM飼料等の安全性に関する確認の手續きは、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づき組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手續を定める件（平成14年農林水産省告示第1780号。以下「確認手續告示」という。）において定められています。また、GM微生物を利用して製造する飼料等の製造基準は、組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準を定める件（平成14年農林水産省告示第1782号。以下「製造基準告示」という。）において定められています。
- (3) 未利用資源の活用の観点から近年多様化が進む組換えDNA技術応用飼料に対応するため、また、国内基準との整合性を保つため、確認手續告示及び製造基準告示の一部改正を予定しているところです。

(4) つきましては、確認手続告示及び製造基準告示の改正案の概要について、意見・情報を募集いたします。

## 2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

(1) e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載  
(農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能)

(2) 農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課において配布

## 3 意見・情報の提出方法

(1) e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、**意見入力**のボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課組換え体飼料担当

## 4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。御記入いただいた個人情報は、提出意見・情報の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

また、これらの情報は意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります

## 5 意見・情報受付期間

令和7年4月16日～令和7年5月15日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

## 6 公示資料

「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続」及び「組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の製造基準」の一部改正について（概要）